

仕 様 書

1 委託業務名

愛媛県先端成長産業誘致戦略等策定・台湾現地イベント企画運営業務

2 目 的

本県では、半導体関連産業を中心とした市場拡大が見込まれる先端成長産業分野（半導体、蓄電池、先端素材、データセンター、船舶（特定重要物資関連分野））の企業誘致に向けて、大型奨励金制度の創設、えひめ半導体産業ネットワークの設立、大規模産業用地の開発加速化、半導体人材育成講座の開講など、様々な施策を展開している。

本業務については、これら先端成長産業をターゲットとして、中長期的な戦略と具体的な実行計画の策定に加え、戦略と連動した台湾でのPRイベント開催を通じて、企業誘致活動を一層加速化させ、次世代産業の集積と地域経済の持続的な成長を図ることを目的としている。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

（1）先端成長産業誘致に向けた戦略及び実行計画の策定

（ア）愛媛県の立地環境の調査・分析

- ・産業基盤（東予港西条地区産業用地等）、インフラ、人材育成基盤等を調査・分析し、地域の強み・弱み、特性を整理すること。

（イ）半導体産業を主とする先端成長産業の市場調査

- ・台湾や国内企業の投資動向やサプライチェーン等を調査・分析し、ターゲットとなり得る分野や企業を明確化すること。

（ウ）県内企業との連携可能性調査

- ・えひめ半導体産業ネットワーク参画企業等とターゲットとの連携可能性（サプライチェーン、共同研究、技術交流等）について、同ネットワーク参画企業へのヒアリングを含めた調査・分析を行い、その方針を整理すること。

（エ）戦略の策定

- ・（ア）～（ウ）の調査結果を踏まえ、戦略を取りまとめること。
- ・県の奨励金制度や人材育成事業等と連動させ、誘致効果の最大化を図ること。
- ・県が定める検証指標（KGI, KPI）を勘案し、作成すること。
- ・全体版と概要版の2種類を作成すること。

（オ）実行計画の策定

- ・策定した戦略に基づき、短期から中長期に至るアプローチ方法・フォロー体制、県内企業との連携（サプライヤーの受け皿体制）及び人材育成方針を含めた具体的実行計画を作成すること。
- ・今後台湾及び東京都で実施予定の立地ミーティングや個別相談会等に、多くの有望企業の参加を得るためのプロモーションについて、その訴求内容や展開手法を精緻化し、実行計画に盛り込むこと。

※なお、台湾向け立地ミーティング等の実施については、本委託業務の範囲としているが、東京都向けは範囲外である。

(2) 台湾半導体関連企業等向け立地ミーティング・個別投資相談会の企画運営

(ア) イベントの概要

- ・ 時 期：令和8年1月下旬（予定）
- ・ 場 所：台湾・台北市内
- ・ 想定規模：80～100名程度（台湾半導体関連企業等）
- ・ 内 容：愛媛県の立地環境や産業用地の紹介、個別投資相談会 等

(イ) 事前業務

- ・ 企画提案書にプログラム案を含め、具体内容は県と協議の上、決定すること。
- ・ 参加者の利便性、集客の効果、会場の格式を考慮し、会場を手配すること。
- ・ 受付、案内、司会、通訳等、運営に必要な人員を手配すること。
- ・ 登壇者の手配及び調整を行うこと（謝金及び旅費は委託料に含む）。
- ・ 広報用チラシを500部作成すること。また、原稿データの入稿も必須とする。
- ・ 進行シナリオ、運営マニュアル、アンケートを作成すること。
- ・ (1) で策定する戦略・実行計画と連動したターゲット企業の想定や、集客目標及び集客方法を具体的に提案し、実施すること。

(ウ) 当日業務

- ・ 会場設営・撤去等を含む運営全般を実施すること。

(エ) 事後業務

- ・ 開催記録やアンケート結果を取りまとめ、報告書として提出すること。
- ・ 開催後の情報発信、見込企業への訪問など、台湾半導体企業等との継続的關係構築に資するフォローアップを具体的に提案し、実施すること

(オ) その他、セミナー・個別投資相談会の企画運営に付随する業務

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書に基づき、業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載内容に変更の必要が生じた際、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 業務実施体制

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託を指揮する総括管理者を配置すること。
- (3) 総括管理者は、企画立案、実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。

- (4)総括管理者は、委託者との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- (5)総括管理者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6)総括管理者は、経費、事業内容等、委託者から報告を求められた際は、速やかに対応すること。
- (7)受託者は、やむを得ない場合を除き、総括管理者を変更しないこと。
- (8)受託者は、契約締結後速やかに総括管理者の氏名等を委託者に通知すること。

7 留意事項

- (1)本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、委託者と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2)受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得ること。
- (3)本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、完了検査をもって全て委託者に譲渡するものとする。なお、成果品に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。
- (4)成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その費用は委託金額に含むものとする。
- (5)受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6)成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (7)本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (8)本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約満了後 1 年間とする。
- (9)各業務に係る撮影、編集、制作、報告等の一切の費用は委託金額に含むものとする。

8 その他

- (1)本事業で知りえた全ての情報を第三者に漏らしてはならない。なお、業務終了後も同様の取扱いとする。
- (2)事業実施にあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3)事業実施にあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者へ報告すること。
- (4)本仕様書に定めのない事項、又は業務上、疑義が生じた場合は、委託者・受託者双方が協議の上、対応するものとする。